

# 一般的な必要経費の一覧表

必要経費とは、その年の収入を得るために要した費用をいいます。

したがって、生活費や趣味娯楽に要した費用はもちろんのこと、次表の「経費とならないもの」欄に該当する事業に関係のない費用は、必要経費から除かれます。

経費科目	経費となるもの	経費とならないもの	家事関係費の按分の必要なもの	
給料賃金	従業員に対して支払った給料、賞与、手当など	生計を一にする親族及び家事使用人に支払ったもの		
外注工賃	下請等に支払った加工費用など			
減価償却費	店舗、車両、機械など事業用資産(取得価格10万円以上の資産に限る。)の償却費		住宅兼店舗などの場合の住宅分の減価償却費	
貸倒金	売掛金、事業上の貸付金などの貸倒損失			
地代家賃	店舗、ガレージ、材料置場などの土地や建物の賃借料のうち事業用部分の金額	支払った賃借料の計算期間が翌年以後に及ぶ場合には、その翌年分以後に該当する賃借料	住宅兼店舗などの場合の住宅分の賃借料	
利子割引料	事業のための借入金の利子や手形割引料	○支払利子の計算期間が翌年以後に及ぶ場合には、その翌年分以後に該当する支払利子 ○生計を一にする親族に支払った借入金の利息	住宅兼店舗などの場合の住宅分の新築、改築などに要した借入金の利子	
そ の 他 の 経 費	租税公課	○事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税などの税金のうち事業用部分の金額 ○商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費、組合費、賦課金など	所得税、相続税、住民税、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料など	固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税など
	荷造運賃	販売商品の荷造りにかかった包装材料費、荷造人夫賃、鉄道・船・自動車などの運賃		
	水道光熱費	事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、石油代など	家事用の水道料、電気代、ガス代、石油代など	水道料、電気代、ガス代、石油代など
	旅費交通費	販売や集金など商用のためにかかった電車・バス代・車代、宿泊料など	事業に関係のない運賃、宿泊代など	
	通信費	事業用として使用した電話料、はがき・切手代など		電話料など
	広告宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告費用、名入マッチ・タオルなどの購入費用など	開業に当たっての特別大売出しの費用や支店新設のための特別の広告宣伝費用などは、繰越試算として、本年分の償却費だけが経費となります。	
	接待交際費	得意先の招待に使った観劇代や飲食代、来客用の茶菓子などの接待費用や事業のために必要な中元・歳暮などの費用	○事業に関係のないもの(町内会費等) ○親族、友人などに対する接待費や交際費	
	損害保険料	商品などの棚卸資産、事業用の減価償却資産に対する火災保険料、火災共済掛金、自動車保険料など	生命保険料、住宅・家財の葛西保険料など 長期損害保険料のうち積立保険料部分	住宅兼店舗などの場合の住宅分に係る火災保険料
	修繕費	事業用の建物、自動車・機械・設備などの修理代	現状よりも価値の増加や使用可能期間が延長すると認められる修繕費	住宅兼店舗などの場合の住宅分に係る修繕費
	消耗品費	○荷造用以外の包装紙、ヒモ、テープなどの包装材料の費用 ○文房具などの事務用品、事業用車両のガソリンなどの購入費用 ○工具、器具、備品などで取得価格が10万円未満のもの		ガソリン代など
	福利厚生費	○従業員の慰安、保健、衛生などのために支払った費用 ○事業主が負担すべき従業員の健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料など	生計を一にする親族及び家事使用人に支払った左記の費用	
	雑費	事業上の支出で上記の経費科目にあてはまらない経費		